

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第154期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容
第1号議案 定款一部変更の件
定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線_は変更部分を示します。)

現	行	変	更	後
第6条	当社の発行可能株式総数は、 <u>8,600</u> 万株とする。	第6条	当社の発行可能株式総数は、 <u>1億5,000</u> 万株とする。	
第28条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第28条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
第38条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第38条	当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	

第2号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円

総額 243,357,420円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 996,810,523円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 996,810,523円

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、竹井博康、秋田勉、長谷川隆也、尾関友保及び宇田好文の5名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、太田信廣を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成割合(%)	可否
第1号議案 定款一部変更の件	197,388	15,930	358	88.18	可決
第2号議案 剰余金処分の件	207,043	6,273	358	92.50	可決
第3号議案 取締役5名選任の件					
竹井博康	203,942	9,376	358	91.11	可決
秋田勉	204,296	9,022	358	91.27	可決
長谷川隆也	204,083	9,235	358	91.17	可決
尾関友保	204,354	8,964	358	91.29	可決
宇田好文	204,198	9,120	358	91.22	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
太田信廣	203,467	9,851	358	90.90	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

(第1号議案)

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(第2号議案)

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(第3号及び4号議案)

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上